

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
環境保全型農業直接支払交付金	1. 市町推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金に関する推進指導)	地球温暖化防止や生物多様性に効果が高い営農活動に対する支援を行っていること	10/10				△	・環境保全型農業直接支援対策実施要綱(国) ・環境保全型農業直接支払交付金交付要綱	農業改良課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
	2. 環境保全型農業直接支払交付金 (地球温暖化防止や生物多様性に効果が高い営農活動に対する交付金)		1/2	1/4	1/4		△					
難防除病害虫対策実証事業 (国)消費・安全対策交付金	市町が実施する「スクミリンゴガイ」の、地域の実情に応じて多様な防除技術を組合わせた防除体系の確立に向けた取り組みの支援	スクミリンゴガイの被害が発生している地域で、防除体系確立に意欲的であること 複数の防除技術を組合わせた防除体制作りであること	1/2		1/2		△	・消費・安全対策交付金実施要綱	農業改良課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助 (国)農山漁村振興交付金	山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法、特定農山村法で指定された地域等の活性化のための定住と地域間交流促進及び農業者等の所得向上の推進のために要する経費	(1)生産基盤及び施設の整備	55 55 50 50 50	13.5/100 7/100 13.5/100 7/100 0	31.5/100 38/100 36.5/100 43/100 50/100		□ ・山村振興法 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 ・離島振興法 ・農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 ・農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日2農振第3695号農林水産事務次官依命通知） ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	総合農政課 (農地整備課)	一般補助施設整備等事業債(過疎対策事業債)(辺地対策事業債)	農林水産業費・農業費	臨時特定	
		(2)生活環境施設の整備	55 50	7/100 0	38/100 50							
		(3)地域間交流拠点の整備	50 50	7/100 0	43/100 50							
		(4)その他	55 50 50 50	13.5/100 13.5/100 7/100 0	31.5/100 36.5/100 43/100 50/100							
		(5)創意工夫発揮事業	本体事業と同率									
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における農業生産条件の不利補正により適正な農業生産活動等の継続を通じて耕作放棄地の発生防止を図り、食料安定供給機能及び多面的機能の確保に資する	(1)対象地域 ①一般基準 離島振興法、山村振興法 特定農山村法、過疎法、棚田地域振興法の指定地域 ②特認基準 4法指定地域外で知事が定める基準を満たす地域	1/2 1/3	1/4 1/3	1/4 1/3	— —	△ 中山間地域等直接支払交付金実施要領(H12.4.1 12構改B第38号農林水産事務次官依命通知) 兵庫県中山間地域等直接支払交付金交付要綱	総合農政課 (農地整備課)	—	農林水産業費・農業費	経常特定	
		(2)対象農地用 農業の生産条件が不利な1ha 以上の一団の農用地										
		(3)対象行為 農業者等の締結する集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等										

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
中山間地域等直接支払推進事業	中山間地域等直接支払制度の定着に向けて、県及び市町が行う交付金交付等の適適性かつ円滑な実施の促進に資する	交付金を実施する又は実施することが確実な県または市町	1/1	—	—	—	△	日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日2農振第3695号農林水産事務次官依命通知） 兵庫県中山間地域等直接支払推進交付金交付要綱	総合農政課 （農地整備課）	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
農村総合整備事業（国）農業体質強化基盤整備促進事業	農村振興総合整備事業等実施要綱に定める生産基盤事業及び生活環境基盤事業	それぞれの地域における自然的社会的条件をふまえつつ、農業生産基盤の整備及びこれと関連を持つ農村環境の整備を総合的に実施するとともに、併せて都市と農村の交流促進のための条件整備を図るもので、総合整備計画に即して次に掲げる要件を満たすものについて実施する 1. 総合整備計画において整備の基本構想・整備目標が定められていること 2. 計画区域内において、農業生産基盤・農村生活環境の整備を総合的に行うこと 3. 周辺農用地の整備が完了している計画区域又は近い将来整備が完了することが見込まれる区域であり、生活環境整備に係る事業を実施することによって当該地域の安住化及び活性化の促進が図られると認められること	(生活基盤) 50/100 (環境基盤) 50/100 (環境施設) 50/100	12~14/100 0~7/100	36~38/100 43~50/100 50/100	△	農業体質強化基盤整備促進事業実施要綱(H24.2.8 23農振第2269号)	農地整備課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・農地費	臨時特定	
中山間地域総合整備事業（国）農山漁村地域整備交付金・農業体質強化基盤整備促進事業	中山間地域総合整備事業実施要綱に定める生産基盤事業及び生活環境基盤整備事業	1. 過疎、山振の指定市町及びそれに準ずる地域で複数集落を対象としていること 2. 農業振興地域を対象としていること 3. 地域の活性化構想を作成し、知事の承認を得ること 4. 総合的に事業を実施し、生産基盤に係る受益面積の合計が 20ha 以上であること	(生産基盤) 55/100 (環境基盤) 55/100 (環境施設) 55/100	12~15/100 6~7/100 0~10/100	30~33/100 38~39/100 35~45/100	△	・土地改良法(昭和24年法律第195号) ・農山漁村地域整備交付金実施要綱(H22.4.1 21農振第2453号) ・農業体質強化基盤整備促進事(H24.2.8 23農振第2269号)	農地整備課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・農業費	臨時特定	

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
農地災害復旧事業 (国)団体営災害復旧事業	異常な天然現象の発生により被害を受けた農地農業用施設の復旧を行う	1カ所の復旧工事費が40万円以上の 1.農地 2.農地用施設	50/100 65/100		50/100 35/100		△ ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	農地整備課	災害復旧事業債	1.災害復旧費・農林水産施設 2.災害復旧費	臨時特定	
農地災害関連区画整備事業 (国)農地災害関連区画整備事業	異常な天然現象の発生により被災した農地と隣接する農地等を含めて区画形質を変更し被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土保全を図る	1.受益戸数が2戸以上 2.工事費が400万円以上 3.他の改良計画がないこと 4.事業効果が大きいこと	1/2		1/2		△ ・農地災害関連区画整備事業実施要綱 ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定	
災害関連農村生活環境施設復旧事業 (国)団体営災害関連農村生活環境施設復旧事業	災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成を図る	1.受益者戸数が2戸以上 2.工事費が200万円以上	1/2		1/2		△ 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定	
災害関連ほ場整備事業	豪雨等で甚大な被害を受けた小規模農地の区画整理を行う。	災害復旧と併せて事業実施するもので、5ha未満であるもの		80/100	13/100	7/100		農地整備課	一般単独事業債	農林水産業費・農地費	臨時特定	
本庄川ダム管理費	多目的ダムとして設置された本庄川ダムの維持管理経費のうち、防災ダム機能に係る経費を負担	ダム建設のアロケーション比率		55.1/100		44.9/100	×	本庄川ダム管理委託協定書	農地整備課	—	農林水産業費・農地費 経常特定	
防災施設管理費	福浦海岸に設置された防潮樋門等の維持管理を委託する			10/10			×	海岸法（S31.5.12 法律第101号）	農地整備課	—	農林水産業費 経常特定	
地籍調査事業 (国)地籍調査費負担金・社会資本整備総合交付金	地籍調査費 毎筆の土地の境界を調査し、地籍簿、地籍図を作成	国土調査促進特別措置法に基づき国が定めた地域 1.市町営 2.県営	50/100 1/2	25/100 1/2	25/100		△ 国土調査法(昭和26年法律第180号)	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定	
地籍調査事業 (国)社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助	地籍調査費 毎筆の土地の境界を調査し、地籍簿、地籍図を作成	国土調査促進特別措置法に基づき国が定めた地域 1.市町営 2.県営	1.1/2 2.1/2	1.1/4 2.1/2	1.1/4		△ 国土調査法(昭和26年法律第180号)	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定	

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別分類(款)(項)
担い手育成土地利用調整事業 (国)農山漁村地域整備交付金 (国)農業競争力強化農地整備事業 (国)農地中間管理機構関連農地整備事業	ほ場整備事業を実施する地区の担い手への農用地の利用集積に対して助成 1. 土地利用調整推進 2. 高生産性農業集積促進	ほ場整備事業（基盤整備関連経営体育成等促進計画が策定されたもの）実施地区及び、採択予定地区	5～5.5/10 5～5.5/10	2.25～2.5/10	5～4.5/10 2.25～/10		△ ×	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 (国)農山漁村地域整備交付金交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金交付要綱 (国)農山漁村地域整備交付金実施要綱 (国)農業競争力強化農地整備事業実施要綱 (国)農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定
ほ場整備事業調査設計助成費 (国)水利施設等保全高度化事業	市町等が県営ほ場整備事業を申請するのに必要な地形図形成、調査設計に要する費用に対して助成	県営ほ場整備事業として採択予定地区	100/100				△	令和2年度農政環境部補助金交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金交付要綱 (国)水利施設等保全高度化事業実施要綱	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定
国営造成施設管理体制整備促進事業助成金	1. 国営造成土地改良施設を管理する土地改良区に対する「管理の合理化・高度化」に係る支援 2. 国営造成土地改良施設を管理する土地改良区に対する「管理の合理化・高度化」に係る体制整備活動	1. 2とともに、国営造成土地改良施設を管理する土地改良区の管理体制整備を図るべく、「管理体制整備の推進活動」「管理体制の整備・強化に対する支援」を実施しようとする市町	50/100 50/100	25/100	25/100 50/100		□ △	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱	農地整備課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
県単独小規模農地緊急整備事業	国の補助対象とならない小規模な農地について、防災・遊休農地対策等を目的として基盤整備を行う	以下に掲げる事業を行うものであって、その受益面積が1ha以上5ha未満であるもの ①ほ場整備 ②農道整備 ③用排水施設整備 ④付帯工 ※④は①～③と併せて行う維持管理軽減・防災対策に有効な整備		50/100	50/100		×	・土地改良法 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・県単独小規模農地緊急整備事業実施要領	農地整備課	一般単独事業債	農林水産業費・農地費	臨時特定
農村振興総合整備等実施計画策定費 (国)農山漁村地域整備交付金	農村振興基本計画に基づいて実施する農村総合整備事業等の実施計画を策定	策定後、農村総合整備事業等を実施すること	50～55/100	14/100	31～36/100		□	農山漁村地域整備交付金実施要綱(H22.4.1 21農振第2453号)	農地整備課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
多面的機能推進事業 (国)多面的機能支払交付金制度	1. 市町推進交付金 市町が行う共同活動支援交付金の交付、活動組織に対する指導並びに実施状況確認等 2. 多面的機能支払交付金 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援	■支援対象となる「組織」 ①農業者のみで構成される活動組 ②農業者及びその他の者で構成される活動組織 ■支援対象となる「農用地」 ①農振地域内の農用地 ②生産緑地内の農用地 ③条例等により多面的機能の発揮の観点から保全管理が図られる農地 ④農振地域内と一体的に行われる ※活動期間は原則5年	※1 10/10 ※2 1/2		1/4 1/4		△ △	多面的機能支払交付金交付要	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
(国)農山漁村振興交付金 1. 県営ふるさと水と土ふれあい事業	農山漁村振興交付金実施要綱のうち次に係る事業小規模農林地等保全整備（要件類別1）	【共通】 活性化計画の作成 【ふるさと水と土 ふれあい事業】 以下のア、イのいずれかの要件をア：(1)(2)共に該当する地域。 (1)環境創造区域 (2)地域住民等による土地改良施設等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが イ：林野率が50%以上であり、主傾斜1/100以上の農用地の面積が、当該集落の全農用地の50%以上を占 ●総事業費→1億円未満 ●受益地→1ha以上 ●受益者→農林漁業者3名以上	55	30	15		△	・土地改良法 ・農山漁村活性化法 ・農山漁村振興交付金実施要綱	農地整備課	一般補助施設整備等事業債（県営ふるさと水と土ふれあい事業）	農林水産業費・農地費	臨時特定
地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (国)農山漁村地域整備交付金・地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (国) 農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水利施設の機能を効率的に保全する計画を作成し、施設の状況に応じた対策を講じる 1.機能保全計画の作成 2.対策工事の実施 3.突発的事故に対する緊急工事 1.機能保全計画の作成 2.対策工事の実施	県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの 1.受益面積→100ha以上 2.受益面積→10ha以上 3.施設の劣化に起因すると想定されるもの（1箇所工事費→400千円以上） 1.1ヵ年以内 2.事業費200万円以上	50~55/100	14/100	31~36/100		△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農山漁村地域整備交付金実施要綱 令和2年度農政環境部補助金交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金交付要綱 (国)農業水利施設等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
農業集落排水事業 (国)農山漁村地域整備 交付金	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設の整備又は改築を行う。	1.瀬戸内海環境保全特別措置法で規定された区域内 2.原則として農振地域内の農業集落を対象 3.汚水処理施設は原則として対象人口概ね1000人程度以下 4.受益戸数が概ね20戸以上 5.改築の場合、費用が200万円以上であり且つ、 ①適正な維持管理が行われ、供用開始後7年以上経過していること ②供用開始後施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められることのいずれかに該当すること。	5/10		5/10		△	農山漁村地域整備交付金実施要綱(H22.4.1 21農振第2453号)	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定
(国)農山漁村地域整備 交付金	農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定	6.既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。	10/10				△					
農業基盤整備促進事業 (国)農地耕作条件 改善事業 (国)農業水利施設等 長寿命化・防災減災事 業 (国)農山漁村地域整備 交付金	定額助成 暗渠排水・畦畔除去・区画 拡大などの簡易な整備	1. 事業費200万円以上 2. 受益者が2戸	定額				△	令和2年度農政環境部補助金 交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金 交付要綱 (国)農地耕作条件改善事業 実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費 農地費	臨時特定
	定率助成 農業用排水路等の施設整備 及び区画整理事業及び 推進にかかる経費	上記と同じ	50～55/100	14/100	31～36/100		△	(国)農業水利施設等 長寿命化・防災減災事業 実施要綱 (国)農山漁村地域整備交付金実施要綱(H22.4.1 21農振第2453号)				
	定率助成 農業用排水路等の施設整備 及び区画整理事業及び 推進にかかる経費	上記と同じ 機能保全計画に基づく更新整備	50～55/100	14/100	31～36/100							
農業用施設災害関連事業 (国)団体営農業用施設 災害関連事業	異常な天然現象の発生により被害を受けた農業用施設の復旧と併せて行う被害原因に係る残存施設等の補強	工事費200万円以上でかつ災害復旧工事費を超えないもの、他に改良計画がなく事業効果が大きなもの	50/100		50/100		△	・農業用施設災害関連事業の実施について(S40.9.10.40農地D第1129号) ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定
国直轄事業負担金助成 事業	国直轄管理事業(加古川水系広域農業水利施設総合管理事業)にかかる市町負担に対する助成	前年度に国が行った事業にかかる地区別・市町別負担対象事業費に対して市町が17.5%以上負担すること。		10/10			×	令和2年度農政環境部補助金 交付要綱	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時一般

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
〔国〕農村地域防災減災事業	総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する	①実施計画策定等 ・実施計画策定、耐震性点検、耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定、ため池群調査計画策定、ため池緊急防災対策情報整備のいずれかを実施する。 ②整備事業 ・推進計画に位置付けた事業である ・災害防除対策推進地域等であって、整備事業を実施する受益面積の合計が10ha以上 ・各々施設又は施設が一体となつてその効果を発揮する場合にあつてはその施設においてすべての効用がすべての費用を償ふこと ア) ため池整備事業 ■ため池整備工事 ■ため池水質改善工事（注1） ※受益面積0.5ha以上10ha未満（5ha未満） ※括弧書きは中山間地域 ■総事業費800万円以上 （注1）工事費3,500万円以上 イ) 用排水施設等整備事業 ■用排水施設整備事業 ※受益面積200ha以上(100ha以上) ※総事業費8,000万円以上 ウ) 農業用施設等災害管理対策事業 ■危機管理情報システム整備 ■危機管理向上施設整備 ■簡易な施設整備 ※受益面積10ha以上 ■利活用保全、周辺環境整備 ※関連する土地改良施設の受益面積 ※関連する土地改良施設がため池の場合、受益面積2ha以上 エ) 農村防災施設整備事業 ※災害防除対策推進地域等もしくは農村防災施設整備の受益地内か周辺地域であるもの ※調査計画事業で安全度評価を実施し改修の必要が認められたもの ■緊急避難経路整備 ■緊急避難塔整備 ※受益面積60ha以上 ■防火水槽 ※受益面積40ha以上	①実施計画策定等 100/100	0/100	0/100	0/100	△	・土地改良法（昭和24年法律第195号） ・土地改良法施行令（昭和24年制令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号） ・農村地域防災減災事業実施要綱（H25.2.26 24農振第2114号）	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類 (款) (項)	経常臨時一般特定 の別
〔国〕農村地域防災減災事業（つづき）		<p>■緊急避難施設の耐震化 ※受益面積50ha以上</p> <p>■情報基盤施設整備 ※受益面積20ha以上</p> <p>オ) ため池緊急防災環境整備事業</p> <p>■ため池の統廃合及び代替水源の ※防災重点ため池であって、想定被害額(農外)が500万円以上のもの ※統廃合に伴い代替水源を確保するための施設設備を伴うもの</p> <p>カ) 農業用河川工作物応急対策事業 ※農業用河川工作物の改善措置をい洪水等からの安全を確保する ※総事業費800万円以上5,000万円未満</p> <p>キ) 特定農業用管水路等特別対策事業 ※石綿等が使用されている農業用管水路の撤去 ※受益面積10ha以上 ※総事業費800万円以上</p>							農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定
			(団体営)	100/100	0/100	0/100	0/100					
				50~55/100	32~42/100	3~18/100	0/100	△				
			50~55/100	18/100	25/100	2~7/100	△					
(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業		(事業共通) ・長寿命化・防災減災計画に位置付けた事業であること。 ・事業費の合計が200万円以上 ・受益農家2者以上(施設の廃止撤去は除く)										
	【1】 1. 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備に係る実施計画の策定 2. 過去に大規模地震が発生したことがある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する農業用排水施設の耐震性調査	【1】 農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施する以下のいずれかの事業と併せ行うものであること。 ① ため池整備 ② 特定農業用管水路等特別対策 ③ 農業用河川工作物応急対策 ④ 利活用保全 ⑤ ため池の廃止	100/100	—	—	—	△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	—	農林水産費 農地費	臨時特定
	【2】 ため池整備（豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備）	【2】 施設が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池、又は、農用地に被害を与えるため池であること。	50~55/100	18/100	27~32/100		△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費 農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
(国) 農業水路等長寿命化・防災減災事業（つづき）	【3】 ため池整備（耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修）	【3】 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池等を対象とし、過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域で行うものであること。	50～55/100	18/100	27～32/100		△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定
	【4】 ため池整備（築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備）	【4】 ①ため池の浚渫工事にあつては、ため池の安全性を損なわないものとし、貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上であること。 ②ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件のすべてに該当するものとする。 (a) 埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋め立てる場合を除く。 (b) 事業実施主体は、事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者と、次の事項を予め確認していること。 ①常時及び非常時の見回り方法 ②開削部等に異常が確認された場合の対応方法 (c) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであつて、かつ、他の用途に使用していないものであること。	50～55/100	18/100	27～32/100		△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定
	【5】 農業用河川工作物の整備補強、撤去又は撤去に伴う農業用排水施設の整備	【5】 以下のいずれかに該当するものとする。 ①工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。 ②工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。	50～55/100	32～42/100	3～18/100	—	△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分類 (款) (項)
(国) 農業水路等長寿命化・防災減災事業（つづき）	【6】 農業用排水施設の利活用保全のために必要な生態系保全施設、地域防災施設、濁水対策施設の整備	【6】 ため池整備と併せ行うものであること。	50～55/100	18/100	27～32/100		△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定
	【7】 危機管理システム等整備 (a) 農業用排水施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備 (b) 農業用排水施設における危機管理向上施設の整備 ①雨量計若しくは水位計等の観測機器・緊急放流施設・緊急排水ポンプ・安全導排水路・洪水水位調節のための施設又は装置・ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置・非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備 ②農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動		50～55/100	18/100	27～32/100		△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定
	【8】 ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等	【8】 防災重点ため池であること。	100/100	—	—	—	△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定
	【9】 ため池の廃止	【9】 以下のすべての条件を満たす地区 ①防災重点ため池であって、想定被害額(農外)が500万円以上のもの。 ②廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの。 ③埋立てによる土地造成を行わないもの。(堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。) ④事業実施主体は、事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者と、次の事項を予め確認していること。 a. 常時及び非常時の見回り方法 b. 開削部等に異常が確認された場合の対応方法。 ⑤従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの	100/100	—	—	—	△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
産地生産基盤パワーアップ事業 (主要農作物競争力強化対策事業、野菜産地総合整備対策事業、花き・果樹特産産地競争力強化対策事業)	T P P協定の大筋合意を踏まえ、農業の国際競争力強化を図るため、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を支援	・品目ごとの面積要件を満たすこと ・生産コスト低減、販売額増等の成果目標基準を満たすこと	1/2			1/2	△	産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱(R2.2.28付元生産第1695号)	農産園芸課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
被災農業者向け生産施設等災害復旧支援事業	令和2年12月以降の大雪により、被災した農業者の経営安定と農産物の安定生産を支援	令和2年12月以降の大雪により被害を受けた生産施設等を有する農業者及び当該農業者が組織する団体等		4/9以内	2/9以内	1/3以内	×	被災農業者向け生産施設等復旧支援事業実施要綱	農産園芸課・畜産課	災害復旧事業債	農林水産業費・農業費	臨時特定
但馬牛繁殖経営安定対策事業補助金	但馬牛増頭のため、預託、導入等の施策を実施する市町又は団体に対し、経費の一部を補助するのに要する経費	市町又は団体が、但馬牛繁殖雌牛の預託又は導入農家への補助を行うこと		1/2以内 上限40千円	1/2以上		×	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	畜産課	—	農林水産業費・畜産業費	臨時特定
但馬牛生産基盤強化整備事業費補助金(国事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)	肉用牛増頭のため、市町等が整備する家畜飼養管理施設等の整備および家畜の導入に係る経費の一部を補助するのに要する経費	地域の収益性向上に寄与すること	1/2以内	7/100以内 ※ただし、但馬牛繁殖舎に限る		43/100以上	□	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	畜産課	—	農林水産業費・畜産業費	臨時特定
畜産競争力強化整備事業(国事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業) <R1繰越>	畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体に対し、施設整備を支援	飼養規模の拡大と生産効率の向上	1/2以内			1/2以上	△	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	畜産課	—	農林水産業費・畜産業費	臨時特定
県立但馬牧場公園管理運営費	兵庫県立但馬牧場公園の施設維持管理並びに運営を新温泉町を指定管理者とする	兵庫県立但馬牧場公園の管理に関する基本協定書及び年度協定書による	1/2以内	定額			×	・兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例 ・兵庫県立但馬牧場公園管理規則	畜産課	—	農林水産業費・畜産業費	臨時特定
造林事業推進費補助(H30繰越)	森林所有者等の造林事業に対する助成に要する経費 ①森林環境保全直接支援事業②環境林整備事業	事業規模0.1ha以上	3/10 3/10	2/10 1/10	5/10 6/10		△	森林環境保全整備事業実施要綱造林事業補助金交付規則	林務課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
造林事業推進費補助 (H31現年)	森林所有者等の造林事業に対する助成に要する経費 ①森林環境保全直接支援事業 ③森林空間総合整備事業 (農山漁村地域整備交付金) ④花粉発生源対策促進事業 (農山漁村地域整備交付金)	事業規模0.1ha以上 ④花粉症対策苗木等のコンテナ苗 事業規模0.1ha以上	3/10 3/10 5/10 3/10 3/10	2/10 1/10 2/10 2/10 1/10	5/10 6/10 3/10 5/10 6/10		△	森林環境保全整備事業実施要綱 網造林事業補助金交付規則	林務課	-	農林水産業費・林業費	臨時特定
林業構造改善対策事業	森林・林業の再生の基盤となる施設・機械の整備等を推進するとともに、林業および木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進を図る。	①施設ごとに定められた指標について、県が定める目標を達成する取組であること。 ②施設ごとの採択基準をみたしていること。 ③施設ごとの建設費が上限範囲内であること。 ④受益者戸数が原則5戸以上であること。	15～50%	0～13.5%	78%～36.5%		△	林業成長産業化総合対策実施要綱 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	林務課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
木の香るまちづくり事業	地域の自然や環境と調和する地域林を使用した、優良でシンボリックな木造公共施設等の整備	地域材利用のモデルとなるような ①公共建築物等 ②木造公共施設等 ③木質内装 ④CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ⑤耐火建築物又は三階建て準耐火建築物 ⑥角材を活用した壁柱や重ね梁活用建築物	㉑15% ㉒3.75% ㉓50%		㉔85% ㉕96.25% ㉖50%		△	・林業成長産業化総合対策実施要綱 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 ・農山漁村振興交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金	林務課	-		臨時特定
森林整備地域活動支援交付金（森林整備地域活動支援事業）	森林所有者による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域活動に対する支援	市町長と森林所有者等の間で締結される森林整備地域活動実施協定に基づき、森林整備地域活動支援交付金を交付する市町	1/2	1/4	1/4		△	・林業成長産業化総合対策実施要綱 ・林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領	林務課	-	農林水産業費・林業費	經常特定
森林整備地域活動支援推進交付金推進事務（森林整備地域活動支援推進事業）	森林整備地域活動支援交付金制度の実施に当たり、事業の適正かつ円滑な実施を推進する	-	1/2		1/2		△	・林業成長産業化総合対策実施要綱 ・林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	林務課	-	農林水産業費・林業費	經常特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
重要水源林機能高度化事業費補助	重要水源地域の有する森林の水源かん養機能の拡充を図るため、森林の整備(枝打ち、機能増進保育、作業路開設)に対する経費補助	①枝打ち 1施行地0.1ha以上の3～6齢級の人工林において行う枝打ち。 ②機能増進保育 1施行地0.1ha以上の7～12齢級、又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の人工林において行う機能増進保育。 ③作業路 概ね1ha以上の区域において、要造林地用保育地の面積が2分の1以上ある団地で、これらの作業を実施するための必要な作業路。		4/10	6/10		×	重要水源林機能高度化事業補助金交付要綱	林務課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業	災害に強い森づくりを進めるため、高齢人工林において、部分伐採を促進し、広葉樹等を植栽する	概ね46年生以上の高齢人工林が大半を占める森林事業地の保全管理に関する協定を締結している、または見込の森林		10/10			×	・針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業実施要領 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	林務課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
美しい森林づくり基盤整備交付金	造林、間伐等の森林施業、並びに林道、作業道等の路網開設等に要する経費	間伐等促進法に基づくもの	5/10		5/10		○	美しい森づくり基盤整備交付金交付要綱	林 務 課	公共事業等債	農林水産業費・林業費	臨時特定
森林林業緊急整備事業費補助	生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材工場等の整備とそれらに向けて、安定的に原木を供給する為の間伐材生産及び路網整備等を一体的に実施する 1.体質強化計画の策定 2.木材加工流通施設等整備 3.間伐材生産 4.林内路網整備 5.森林境界の明確化 6.高性能林業機械等の整備	—	定額				△	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	林務課		農林水産業費・林業費	臨時特定
緊急防災林整備	表土の流亡を防ぐため、伐倒木を利用した土留工等の設置等の施業に要する経費の助成	伐倒木を利用した土留工等の設置等に要する経費		10/10			×	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	豊かな森づくり課 (治山課)	—	農林水産業費・林業費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
住民参画型森林整備	公益的機能が低下した広葉樹林や、野生動物被害が深刻な地域の集落等に近接する森林を、地域住民が自発的に整備するために必要な技術指導や機材費などの支援を行う。	①概ね2ha以上の森林 ②地域自治会や森林ボランティアが基本計画づくりを行う ③土地所有者との間に3年以上の管理協定を締結すること ※補助率:定額2,400千円/1箇所(資機材費が120万円の場合に、委託費が120万円を超えて必要な場合は、委託費のみ30万円までの上乘せが可能)		10/10			×	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	豊かな森づくり課(治山課)	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金(市町分)	森林・山村多面的機能発揮対策の適正かつ円滑な実施に資するために、本対策に取り組む市町に対して交付	市町が行う活動組織に対する推進・指導等に要する経費 ※補助率:10/10(但し上限12万円)	10/10				△	兵庫県森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金交付要綱(県要綱)	豊かな森づくり課(治山課)	—	農林水産業費・林業費	經常特定
都市山防災林整備	人命・下流の住家等に被害を及ぼす危険性が高い流域の森林を対象に行う。本数調整伐、土留工の設置、倒木の危険性が高い大径木の伐採にかかる経費の助成	①H26年8月及びH30年7月豪雨により災害が多発した地域の森林 ②治山ダム等が未整備の危険溪流 ③手入れがされず、過密で生長の悪い防災機能が劣る森林 ※補助率:10/10		10/10			×	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	豊かな森づくり課(治山課)	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
森林害虫予防事業	森林病虫害防除に要する費用	松くい虫に対する予防対策 ①特別防除・地上散布事業(県実施) ②特別防除・被害防止対策費1.地上散布事業(市町実施) ③樹幹注入剤による森林保全対策事業(県実施) ④樹幹注入剤による松林保全対策事業(市町実施)		10/10			×	・松くい虫防除事業委託要綱 ・松くい虫防除事業損失補償金交付要綱	森林保全室(治山課)	—		臨時特定
				1/2	1/2		×	森林病虫害等防除事業補助金交付規則				
			1/2	1/2			△	・林業関係事業補助金等交付要綱 ・松くい虫防除事業委託要綱				
			1/2	1/4	1/4		△	・林業関係事業補助金等交付要綱 ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱				
森林害虫駆除事業	森林病虫害防除に要する費用	松くい虫に対する駆除対策 ①伐倒駆除 ②特別伐倒駆除・天敵利用型伐倒駆除 ナラ枯れ被害等法定森林病虫害に対する駆除対策 ③その他法定森林病虫害駆除(県実施)		10/10			×	松くい虫防除事業損失補償金交付要綱	森林保全室(治山課)	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
			1/2	1/2			△	・林業関係事業補助金等交付要綱 ・松くい虫防除事業損失補償金交付要綱				
			1/2	1/2			△	・林業関係事業補助金等交付要綱 ・松くい虫以外の森林病虫害等防除事業委託要綱				

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類（款）（項）	経常臨時一般特定の別
県単独松くい虫被害等景観対策事業	森林病虫害被害による景観対策に要する費用	松くい虫被害等による景観対策		1/2	1/2		×	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	森林保全室（治山課）	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
林道事業費補助	林道開設・改良事業等に要する経費	①森林管理道開設事業 ・過疎、振山 ②林業専用道開設事業 ・過疎、振山 ③林道改良事業 1.改良(1箇所につき9,000千円以上) ・幹線 ・その他 舗装 2.舗装(総事業費が24,000千円以上) ・幹線 ・その他 ④山村強靱化林道整備事業 1.のり面保全・局部改良(1箇所につき2,000千円以上) ・公道に2箇所以上接続する路線 ・上記以外 2.舗装(総事業費が30,000千円以上) ・公道に2箇所以上接続する路線 ・上記以外 3.上記以外の改良(1箇所につき9,000千円以上) ・公道に2箇所以上接続する路線 ・上記以外	5/10	0.1/10	4.9/10		△	・森林法 ・民有林林道事業補助金交付規則	治山課	公共事業等債	農林水産業費・林業費	臨時特定
林道事業費補助	保全事業等に要する経費	林道点検診断・保全整備事業	5/10	0.1/10	4.9/10		△	民有林林道事業補助金交付規則	治山課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
県単独治山事業補助	国庫補助の対象とならない山地の崩壊で、5戸未満の人家又は市町が管理する公共施設に係る山地の保全に要する経費	①山地災害復旧 1カ所→2,000千円以上70,000千円未満 ②林地荒廃防止施設災害復旧 1カ所→300千円以上 ③崩壊土砂等緊急除去対策 災害が発生し県で補正予算が編成された場合に限定		2/3	1/3		×	令和3年度農政環境部補助金交付要綱	治山課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
災害林道復旧事業費補助	林道施設災害の復旧に要する経費	1カ所→400千円以上 ①奥地にかかるもの ②その他のもの	6.5/10 5/10		3.5/10 5/10		△	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	治山課	災害復旧事業債	災害復旧費・農林水産施設	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別分類(款)(項)
林地崩壊防止事業費補助	激甚災害によって発生または拡大し、2戸以上の人家又は公共施設に直接被害を与える恐れのある林地の保全に要する経費	1カ所200万円以上で①②のいずれかに該当するもの ①その年の1月1日から12月31日までに発生した激甚災害によって発生、または拡大した林地の崩壊に係る当事業の事業費の総額300万円を超える市町 ②①の総額が前年度の標準税収入の10%をこえる市町	1/2	1/4	1/4		□	・林業関係事業補助金等交付要綱 ・林地崩壊防止事業補助金交付要綱	治山課	公共事業等債	農林水産業費・林業費	臨時特定
治山施設災害復旧事業	治山施設災害の復旧に要する経費	1カ所400千円以上 1. 災害復旧事業にかかるもの 2. 災害関連事業にかかるもの	6.5/10 5/10		3.5/10 5/10		△	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	治山課	災害復旧事業債	災害復旧費・農林水産施設	臨時特定
並型魚礁設置事業費補助(国)農山漁村地域整備交付金(漁村再生交付金事業)	漁村再生計画に基づき、市町が実施する魚礁設置事業	漁村再生計画(概ね6カ年以内)期間内の総事業量5,000空m以上、総事業費1億円以上20億円以下 ①本土 ②離島	3/6	2/6	1/6		△	・農山漁村地域整備交付金交付要綱(R3.4.1 2農振第2738号) ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	水産課(水産漁港課)	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定
離島漁業再生支援交付金	離島漁業の再生及び活性化を目指した取組を行う漁業集落に対して交付金を交付	離島振興法で指定された離島における協定を策定した漁業集落 ①一般離島 ②特認離島	4/7 2/5	1/7 1/5	2/7 2/5		□	・水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(R3.3.26 2水港第2361号農林水産事務次官依命通知) ・兵庫県離島漁業再生支援交付金等交付要綱(R3.1.1施)	水産課(水産漁港課)	-	農林水産業費・水産業費	臨時特定
離島漁業再生支援推進交付金	離島漁業再生支援交付金事業を実施する市町に対して、事業推進に必要な経費を交付金により交付	離島漁業再生支援交付金事業を実施する市町	10/10				△	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(R3.3.26 2水港第2361号農林水産事務次官依命通知)	水産課(水産漁港課)	-	農林水産業費・水産業費	臨時特定
水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業(兵庫県豊かな海創生支援推進事業)	漁業者を中心とした活動組織が行う、水産多面的機能発揮対策活動を適正かつ円滑な実施するための指導、審査等	水産多面的機能発揮活動を実施する活動組織が存在する市町	10/10				△	水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱(R3.3.26 2水港第2380号農林水産事務次官依命通知)	水産課(水産漁港課)	-	農林水産業費・水産業費	臨時特定
農山漁村地域整備交付金(漁港漁場機能高度化事業費)	漁村再生計画に基づき、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤及び漁村の生活環境施設の総合的な整備に要する経費の助成	計画事業費が1漁港につき5千万円以上20億円以下 ①本土 ②離島	1/2 6/10		1/2 4/10		△ △	・農山漁村地域整備交付金交付要綱(R3.4.1 2農振第2738号) ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課(水産漁港課)	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・水産業費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
水産流通基盤整備事業	第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港の整備、また当該事業が施行されている漁港と利用上密接に関連する漁場の施設整備に要する経費の助成。	計画事業費が1事業につき5億円を ①本土 ②離島 (外郭施設) (係留施設) (用地・輸送施設)	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		△ ○ ○ ○	・漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) ・水産基盤整備事業補助金交付要綱(R4.3.30農林水産事務次官依命通知) ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課 (水産漁港課)	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定
漁業経営構造改善事業費補助(国) ・水産強化支援事業 ・水産競争力強化緊急施設整備事業	持続的な漁業生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備に要する経費の助成	沿岸漁業等に従事する受益者が ①5戸以上 ②事業メニューにより3戸以上	①1/3~5.5/10 ②1/2~5.5/10	0.6/10~ 1.35/10	3.15/10~5.97/10		□	・水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(R3.3.26農林水産事務次官依命通知) ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課 (水産漁港課)	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・水産業費	臨時特定
港整備交付金(港整備事業)	地元の利用が主体となっている地方港湾と第一種及び第二種漁港において、共通の課題に対応する施設整備に必要な経費の助成	地域再生計画に基づくもの ■本土	1/2		1/2		△	・地域再生法(H17.4.1施行) ・地方創生港整備推進交付金交付要綱(R3.4.1) ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課 (水産漁港課)	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定
農山漁村地域整備交付金(津波・高潮対策事業)	津波、高潮に関する危機管理対策として、海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する事業	大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸	1/2		1/2		○	・農山漁村地域整備交付金交付要綱(R3.4.12農振第2738号)	漁港課 (水産漁港課)	-	農林水産業費・水産業費	臨時特定
水産物供給基盤機能保全事業(漁港機能保全事業)	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事に要する経費の助成	計画事業費が20億円未満のもの(漁港ごと) ①本 土 ②離 島 ※外郭施設 ※係留施設 ※用地・輸送施設	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		△ △ △ △	・漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) ・水産基盤整備事業補助金交付要綱(R4.3.30農林水産事務次官依命通知) ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課 (水産漁港課)	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定
水産物供給基盤機能保全事業(漁港施設機能強化事業)	高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して十分に安全が確保されていない漁港施設について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業	計画事業費が20億円未満のもの(漁港ごと) ①本 土 ②離 島 ※外郭施設 ※係留施設 ※用地・輸送施設	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		△ △ △ △	・漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) ・水産基盤整備事業補助金交付要綱(R4.3.30農林水産事務次官依命通知) ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課 (水産漁港課)	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定
農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)	水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業	漁業依存度依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落	5/10		5/10		△	・農山漁村地域整備交付金交付要綱(R3.4.12農振第2738号) ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課 (水産漁港課)	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
農山漁村地域整備交付金（効果促進事業）	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となり、効果をより一層高める。	農山漁村実施計画の目標達成に必要な事業であること。	1/2		1/2		△	・農山漁村地域整備交付金交付要綱（R3.4.1 2農振第2738号） ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課（水産漁港課）	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定
農山漁村振興交付金	地域資源を活用し地域の自立及び発展に資するための実践活動等の取組を支援	地域活性化計画の実現に必要な事業であること	1/2		1/2		○	・農山漁村地域整備交付金交付要綱（R3.4.1 2農振第2738号） ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課（水産漁港課）	一般単独事業債	農林水産業費・農業費・水産業費	臨時特定
水産生産基盤整備事業	浅海域における漁場、養殖場等と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設を一体的に整備する事業	計画事業費が、1事業につき3億円を超えるもの ①本 土 ②離 島 ※外郭施設 ※係留施設 ※用地・輸送施設	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		△ ○ ○ ○	・漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号） ・水産基盤整備事業補助金交付要綱（R4.3.30 農林水産事務次官依頼通知） ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課（水産漁港課）	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定
漁港機能増進事業（漁村振興対策地方公共団体整備費補助金）	漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用など、漁港機能の増進を図るための施設整備を支援する事業	1 地区あたりの計画事業費が 1千万円以上3億円未満であること など ①本 土 ②離 島 ※外郭施設 ※係留施設 ※用地・輸送施設 ※その他の施設	5/10 8/10 6/10 5.5/10 5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10 5/10		△ △ △ △ △	・漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号） ・漁港機能増進事業補助金交付要綱（R4.3.29 農林水産事務次官依頼通知） ・令和3年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課（水産漁港課）	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・水産業費	臨時特定